

- インターネットセーフティガイドラインについて
- インターネットセーフティガイドライン 作成例①ー学校から中・高校生へ
- インターネットセーフティガイドライン 作成例②ー保護者から子どもへ

インターネットセーフティガイドラインについて

ネットの活用がもはや求められる時代において、目指すべきは、インターネットを健全に利用できる人材の育成です。秋田県教育委員会では、このことをゴールに据え、「大人が支える！インターネットセーフティ推進事業」を通して、早い時期から正しい知識と使い方を身に付けさせることの必要性を周知・啓発してきました。

インターネットセーフティガイドラインの作成にあたって、インターネット利用の問題は子どもとそれを取り巻く地域社会共通の課題であることを踏まえ、次のことに心がけてください。

- 各学校においては、本県学校教育が目指すもの、子どもたちの学齢や特性、各校の決まり事や実情など、周囲の環境や特性等を考慮し作成する
- 教職員や保護者のみで作成しない。実際に、子どもたちがガイドラインを守りながらインターネットを健全に利用できることを目的に、子どもたちと話し合いながら決める、生徒会に提案させるなど、児童生徒の主体性や自主性を尊重した取組にする
- ガイドライン運用後も定期的な見直しを行い、実効性の高いものとする

子どもたちのインターネットの健全利用を地域ぐるみで支援していくことを大切に、適切なガイドラインの作成とその運用を心がけてください。

インターネットセーフティガイドラインについて

現実社会では、守るべき義務や心がけたい道徳がたくさんあります。同様に、バーチャル社会と言われるインターネットでも、ルールやモラル、マナーを守ることは大切です。

ここでは、「利用の心得」「留意点」等をまとめた「インターネットセーフティ・ガイドライン」の例をご紹介します。学校やPTA団体、教育関連機関等で、青少年育成や子どもたちの指導に関わる関係者が、子どもたちの年齢や特性、地域性等に適したそれぞれのガイドラインを作成する際にぜひお役立てください。

【ガイドライン作成にあたってのポイント】



学校等で「ガイドライン」を定める場合は、生徒や児童が社会との関わりにおいて守るべき道徳や法律、また、学校生活において守るべき校則等と同様、インターネット利用に関して学習する機会を必ず設け、「ただ配付して終わり！」ということにならないようご配慮ください。

【ガイドラインの中で忘れずに伝えたいこと】

「インターネットセーフティガイドライン」を作成される際の重要なポイントは、以下の10項目となります。

1. ガイドラインの策定目的および適用範囲を分かりやすくはっきりと表記すると共に、ガイドラインに規定された内容を正しく理解させ、それらに反しない使用を促す
2. 法令、校則、モラル、マナー等の順守およびサービス提供側が定めた決まりを守る
3. 個人の尊重
4. 誹謗中傷や差別的発言の禁止
5. 正確な情報の発信を促す（ウソをついたりデマを流したりするような行為を制する）
6. 著作権や肖像権等の権利を守り、情報の適切な利活用を促す
7. 機密情報や特許で守られた情報の保護
8. 情報は、一度発言・発信したら完全に取消す（削除する）ことができないことに留意
9. 自分の発言や発信が、自分自身や他者の将来に重大な影響を及ぼす可能性があることに留意
10. 困ったり迷ったりした際は、助言を求めることを促す



インターネットセーフティガイドライン

作成例① — 学校から中高生へ

これは、主に中高生のために用意するガイドラインのサンプルです。

学校で作成される際は、このガイドラインを参考にしながら、生徒の学齢、各校の決まり事や実情、周囲の環境や特性等を考慮してアレンジください。

また、教職員や保護者のみで作成するのではなく、代表生徒と話し合いながら決める、生徒会に提案させる等、生徒の主体性や自主性を尊重した取組を推奨します。

【学校から中高生へ】

<みんなの安全はみんなで守ろう！〇〇学校インターネットセーフティガイドライン>

- ① インターネットを利用する際は発信者としての自覚と責任を持ち、法令・規範を守る。
- ② 現実社会でも同様に、公共の場におけるデジタル機器の利用ルールやマナーを守る。
(マナーモード、「歩きスマホ」「音楽を聴きながら自転車走行」をしない…)
- ③ 顔写真や学校名、連絡先などの個人情報は、自分のものも友達のものも投稿しない。
- ④ 自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得る。
(許可を得る前に、インターネットに公開してよい内容かどうか判断する必要がある)
- ⑤ インターネット利用でトラブルに遭ったら、隠さず、速やかに周囲の大人に相談する。
- ⑥ 他人になりすまして情報を発信してはならない。人を陥れるような言動は慎む。
- ⑦ サービスを利用する際には、その利用規約を必ず読み、正しく理解した上で利用する。
- ⑧ 次のような情報(文字情報だけでなく写真や動画も含む)を発信してはいけない。
 - ・ 他者を中傷する、または侮辱するような情報
 - ・ 人種、思想、信条等を差別、あるいは差別を助長させる情報
 - ・ 違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報
(未成年者によるネット選挙活動も違法行為にあたるため、注意が必要)
 - ・ 公共ルールやマナーに反する行為をアピールするような情報

このガイドラインは、一人だけが守ってもみんなの安全は保てません。

また、たった一人の「故意」や「うっかり」が、みんなの危険を招くこともあります。

〇〇学校の生徒および関係者全員が、この内容に準じた利用を心がけましょう。

[参考] 安心ネットづくり促進協議会
「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」



インターネットセーフティガイドライン

作成例②—保護者から子どもへ

これは、主に小中学生のために家庭で作るガイドラインのサンプルです。

「家庭のルール」として作成する場合は、スマホやケータイ、ゲーム機、インターネット全般の利用についても追加検討し、子どもの特性に合わせてアレンジしてください。

なお、子どもの安全を守るには、気軽に相談できる関係であることが不可欠です。子どもの使い方を把握するためにも、意見を聞いたり、親子で話し合ったりしながら、仲良く一緒につくることを推奨します。

【保護者から子どもへ】

<〇〇家 インターネット利用のルール>

- ・学校がある日は、スマートフォン（ケータイ）の利用時間を ____：____ までとし、休みの日は、____：____ までが基本。

※それ以降にどうしても使う必要があるときは、かくれて使ったりせずに相談すること。

- ・SNS等（LINE・Twitter・Facebook等）のサービスを利用する際は、情報を発信することへの自覚と責任を持ち、法令・規範などをしっかり守ること。

また、利用規約はきちんと読み、必ず守ること。もし、理解するのが難しいようなら、一緒に確認すること。

- ・公共の場でスマートフォン等のデジタル機器を利用するときは、ルールやマナーを守る。（マナーモード、「歩きスマホ」「音楽を聴きながら自転車走行」をしない…）
- ・顔写真や学校名、連絡先などの個人情報は、自分のものも友達のものも投稿しないこと。
- ・自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ること。（許可を得る前に、インターネットに公開してよい内容かどうか判断する必要がある）
- ・インターネット利用でトラブルに遭ったら、隠さずに、できるだけ早く相談すること。
- ・他人になりすまして情報を発信しないこと
- ・人をおとしめるような言動はつつしむこと。

- ・「友だち」の登録は、信頼できる“知っている人”（顔の見える人）だけにすること。

※知っている人から「友だち申請」が届いたとしても、本当に本人かどうかをしっかりと確認すること。

- ・他人を中傷したり、侮辱したりするような投稿はしないこと。
- ・違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報は投稿しないこと。

（未成年者によるネット選挙活動も違法行為にあたるため、注意が必要）

- ・公共ルールやマナーに反するような行為、また、それをアピールするような情報（写真も含む）は投稿しないこと。

インターネットは、このガイドラインを守りながら使いましょう！

[参考] 安心ネットづくり促進協議会
「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」



MEMO

